

「茨城県災害ボランティア」登録制度について

1 制度の概要

災害ボランティア活動希望者や、災害ボランティア活動に興味がある方などを対象に、平常時から「茨城県災害ボランティア」の登録を受け付けることで、県内で災害が発生した際には、登録者へ災害ボランティア募集情報などをメールで発信し、活動を希望する方が県内被災地で迅速かつ円滑に活動できるよう備える。

同制度は、県及び県社会福祉協議会が共同して実施する。

2 登録手続

(1) 登録対象者

15歳以上の災害ボランティア活動希望者
(県民に限らず、県外在住の方も登録可)

※ただし、登録にはメールアドレスが必須。

(2) 登録方法

web上で公開する「登録フォーム」に入力・送信して登録

(3) 登録有効期間

登録日から、登録日の属する年度末(3月31日)まで

※毎年度、再登録が必要(再登録の案内メールが届く)

(4) 登録者への情報発信

登録者に対し、以下のような情報発信を行う。

【登録時】

- ・ボランティア活動保険未加入者への加入案内の送信
- ・災害ボランティア未経験者へのオリエンテーション動画の配信 など

【平常時】

- ・災害ボランティアに関する講座等の情報発信
- ・災害ボランティア関連のイベント情報の発信 など

【災害時】

- ・災害ボランティアセンターの開設情報の発信
- ・災害ボランティア募集開始情報の発信 など

(5) 登録情報の利用者

県、県社会福祉協議会、県内市町村社会福祉協議会